

国立保健医療科学院 研究者行動規範

平成24年 2月 1日

平成25年11月 7日一部改訂

本行動規範は、国立保健医療科学院(以下、科学院)の研究者が、社会からの信頼を得つつ、研究・研修活動を通じて科学院の使命を達成するため、関係法令、規程等を遵守し、研究者個々の自律性に基づく責任ある行動を確保するための行動の拠り所となるよう制定するものである。なお、本規範は、研究に携わる科学院職員、研修生、研究生、特別研究員を適用の対象とする。

基本的使命

1. 科学院の使命達成への貢献

科学院は、保健医療事業、生活衛生及び社会福祉事業に関係する職員その他これに類する者の養成及び訓練並びにこれに対する調査研究を行うことを使命としている国内外の様々な関係機関と健全な関係を構築し、国・地域における保健医療・生活衛生・社会福祉を取り巻く課題に的確に対応した研究に取り組み、厚生労働省等への科学的助言を行うなど、その成果を社会に対し積極的に還元することにより、よりよい社会の実現に貢献する。

2. 研究の実施と質の向上

常に国・自治体等の実情把握に努めると共に、研究に対する自由な発想と真摯な姿勢を確保しつつ、自身の研究を評価・点検し、適切な改善を施すことによって研究の質の向上に努める。研究分野のみにとらわれず、広く横断的に国内外の科学的知見の集積に努め、妥当性を検証すると共に、それらの施策形成への還元を図る。

3. 専門家としての責任と自己の研鑽

専門家として、自らが創出する科学的知見や技術の質に対して責任を有することを自覚し、常に最善の判断と行動を行えるよう自らの専門的知識、能力、研修技能等の維持向上に努めるとともに、研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示すよう努める。

4. 研究の説明と公表

自身の研究の成果はもちろん、研究の意義と役割を国民・国際社会に積極的に説明・公表するよう努める。

5. 科学研究の利用の両義性の認識

自らの研究の成果が、研究者自身の意図に反して、破壊的行為に悪用される可能性があることを認識し、研究の実施、成果の公表にあたっては留意する。

6. 国民・国際社会から信頼される研究活動

関係法令や社会規範を遵守するとともに、環境保全や生命倫理に適切に配慮し、常に国民から信頼され、国民の期待に応える研究活動を行う。また、常に地方自治体や国際社会への貢献も念頭に置き、国内外の関係機関との情報交換や施策立案への協力を努める。

7. 公正な研究環境の確立と維持

関係する法令を遵守することはもちろん、研究倫理、個人情報保護、利益相反の管理、研究

資金の適正な使用など科学研究に関する各種指針、規程に定められた内容を理解し、その十分な遵守に努める。また責任のある研究を行うことのできる公正な研究環境の確立と維持に努めるとともに、研究者それぞれの個性や能力を尊重し、それを伸ばす職場環境、研修環境を創出する。

具体的な行動の規範

1. 研究の立案

研究に対する自由な発想と真摯な姿勢を確保しつつ、科学院の使命に照らした適切な課題について、国として必要なデータの入手、解析に努め、人口・経済社会の変化や科学技術の動向などを的確に捉え、地域の実状をよく把握する。同時に、科学院の使命に照らして自らの果たすべき役割は何かを明確にし、具体的な達成目標とそのために実施すべき課題を設定して研究に取り組む。

《関連規程等》

- － 国立保健医療科学院の組織目標
- 20 国立保健医療科学院研究倫理審査委員会規程
- 55 国立保健医療科学院研究業務規程

2. 研究の遂行

1) 研究費の公正な申請と適切な管理

研究費の原資が国民の税金等貴重な社会的資源であることを常に意識し、研究費の適正な管理と効果的・効率的な執行に努める。研究計画の申請に当たっては、利益相反に関する疑義が生じないように配慮すると共に、業績のねつ造や、誇大な成果を掲げることなく、真実に基づく誠実な記述を行う。また、研究費の使用に当たっては、関連する諸規則を遵守し、申請した研究計画から逸脱した目的には使用しない。知的財産権の取扱いや秘密の保持、成果の公表等について、規程等を遵守する。

《関連規程等》

- 46 国立保健医療科学院競争的研究費管理・運営に関する規程
- 53 国立保健医療科学院利益相反管理規程

2) 情報の適切な取扱い

研究のために収集・生成した資料やデータ、その他研究遂行上知り得た情報については、各種指針等に定めるところにより適正かつ安全に管理し、守秘すべき情報を明確に意識・把握し、秘密保持を徹底する。個人に関する情報の提供を受ける場合は、事前に研究倫理審査を受け、研究を実施する。

《関連規程等》

- 20 国立保健医療科学院研究倫理審査委員会規程(再掲)
- 34 国立保健医療科学院個人情報管理規程

3) 研究データの取扱いと管理

科学院の業務として得られたアンケート・研究データ等は許可なく外部に持ち出したり、外部の者に使用させることなく、適正に管理する。また、共同研究先の研究成果等の保護についても十分に配慮し、法令や守秘義務、共同研究の申し合わせ等を遵守する。業務情報を外部に持ち出す場合は所定の手続きをとるとともに、パソコンや記録媒体の紛失、ウイルス感染等の事故を発生させないよう適切な対策を講じ、情報セキュリティの確保に努める。

《関連規程等》

- － 国立保健医療科学院文書取扱規則
- － 国立保健医療科学院研究倫理審査委員会規程(再掲)
- 42 国立保健医療科学院研究情報ネットワークシステム利用規程

4) 環境・安全・生命倫理等への配慮

各種調査の実施、実験用設備、薬品等の使用に際しては、関連法令・規程・取扱方法等を遵守し、環境負荷の低減、薬品等の廃棄まで含め安全と環境に配慮した管理を行う。特に、化学物質、放射性物質、病原体など、人の生命・健康に危害を及ぼすおそれのある物質等については、法令等に基づき厳正に取り扱う。また、動物実験の実施については、動物の愛護と生命尊重の観点に立ち、動物の飼養・保管や苦痛の軽減等に関する法令・基準等の規定に基づき適正に実施する。

《関連規程等》

- 33 国立保健医療科学院動物実験委員会規程
- 35 国立保健医療科学院危険物等安全管理委員会規程
- － 国立保健医療科学院放射線障害予防規程
- 16 国立保健医療科学院微生物等に関するバイオセーフティ小委員会規程

3. 成果の公表

1) 研究上の不正行為の防止

研究成果の発表、報告に際しては、ねつ造、改ざん、盗用等の不正な行為や、これに加担する行為を行わない。アンケート、実験ノート等の研究記録は、事後の検証が行えるよう適切に保存する。また、研究グループ内で実測値等に基づく議論を日常的に行い、不正行為を未然に防ぐ研究環境の整備に努めるとともに、不正行為抑止の教育啓発に継続的に取り組む。

《関連規程等》

- 19 国立保健医療科学院文書取扱規則(再掲)
- 41 国立保健医療科学院での研究活動における不正行為に関する対応規程

2) 論文等への発表

研究の成果を研究者コミュニティで共有するとともに、広く社会に還元するため、研究成果については、合理的な理由による制約がある場合を除き、積極的に発表する研究成果のオリジナリティを尊重し、同じ研究成果の重複発表やオーサーシップの誤用を避けるとともに、先行研究に十分な注意を払い、適切な引用を行う。公表にあたっては、各自が果たした役割に応じて功績の認知を得るとともにその責任を負わなければならない。

《関連規程等》

- 28 国立保健医療科学院職務発明審査会規程

3) 学会等における発表

研究成果の公表に際しては、データや論拠の信頼性の確保に十分留意し、真実と良心に基づき、正確かつ分かりやすい情報の提供に努める。また、行政や社会等に対して大きな影響を与える可能性がある内容については、速やかに関係機関に連絡するなど、適切な対応を行う。

《関連規程等》

4) 研究活動の国民への説明

科学技術や研究活動が国民に正しく理解され、信頼を受け、支持されるよう、報告書・学会発表・学術誌のみだけでなく、講演・ホームページ等も効果的・効率的に活用して、研究内容や成果を社会に対して分かりやすく説明し、市民との対話と交流に積極的に参加する。マスコミからの取材等を受ける場合は、誠実に対応するとともに、必要に応じて速やかに院内での情報共有化を図る。

《関連規程等》

27 国立保健医療科学院ホームページ運用規程

38 国立保健医療科学院健康危機管理実施要領(再掲)

－ 取材対応について(平成20年9月18日部長会議連絡会議了承)

4. 成果の社会還元

研究の成果を円滑に社会・国民に還元するため、保健所や地方衛生研究所、大学等との共同研究や技術移転等を通じた産学官連携活動に積極的に参加し、施策形成や当院の研修にも反映させる。また、特許等の知的財産権の取得、活用にも努めるとともに、第三者の知的財産権を尊重する。産学官連携活動においては、科学院の職務と個人的利益との間に利益相反による疑義を生じさせ、社会的信頼を損なうことがないように適切に対処する。

《関連規程等》

国立保健医療科学院広報委員会規程

20 国立保健医療科学院研究倫理審査委員会規程(再掲)

28 国立保健医療科学院職務発明審査会規程(再掲)

08 国立保健医療科学院兼業審査委員会規程

5. 研究の評価と改善

1) 研究の評価と改善

国家公務員としての業績評価、研究者評価に適正に取り組むと共に、評価者は公正な評価を行う。また、研究計画の進捗状況や研究終了後における研究成果について、自ら厳正に点検・評価し、研究の進展や、研究の質、自らの意欲と資質・能力の向上に努める。また、外部評価を受ける場合は、評価者の意見、助言等を真摯に受け止め、今後の研究の改善に反映させる。

《関連規程等》

－ 人事評価実施規程集

21 国立保健医療科学院内部評価小委員会規程

－ 「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」

2) 審査等への参加

研究者集団の一員として、投稿論文の審査等の相互評価に積極的に参加する。他者の研究成果を評価する場合には、恣意的な視点を混入させず、専門家として公正で公平な評価を行う。

また、審査等によって知り得た情報を不正に流用、漏洩することなく厳正に取り扱う。

《関連規程等》

－ 「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」(再掲)

6. 良好な研究環境の確保

健全かつ公正な研究環境を維持するため、職場内の意見交換を活発に行い、自由、公平、透明

性、公開性の担保された職場環境を確立する。男女共同参画をはじめとして、お互いの個性や能力を尊重した行動をとるとともに、ジェンダー・年齢・地位・国籍・信条・宗教・疾病・障害等による差別や不当な取扱い、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなど、相手の人格と尊厳を侵害するような言動を行わない。

《関連規程等》

10 職員が関与するセクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談実施要領

－ パワハラ苦情相談実施要領(平成22年1月12日)

7. 利益相反の管理

自らの研究、審査、評価、判断、科学的助言などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

《関連規程等》

51 国立保健医療科学院利益相反規程

その他、厚生労働省の医学研究に関する指針等より関連項目の抜粋

- ・「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)
- ・「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第58号)
- ・「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第59号)
- ・厚生労働科学研究における利益相反(Conflict of Interest:COI)の管理に関する指針
- ・ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針
- ・疫学研究に関する倫理指針
- ・遺伝子治療臨床研究に関する指針
- ・臨床研究に関する倫理指針
- ・手術等で摘出されたヒト組織を用いた研究開発の在り方
- ・ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針
- ・厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針